

2017年6月20日 全9頁

米国抜きでは進めないパリ協定

残留条件は削減目標の調整を許容することか

政策調査部 主任研究員 大澤秀一

[要約]

- トランプ米大統領がパリ協定からの脱退を表明し、同時に再交渉を始めて公平な条件が得られれば再加入するか、あるいはまったく新規の協定作りを始めるとした。パリ協定の実施指針は未だ策定されていないため細則上の交渉は可能だが、既に国際条約として発効した枠組そのものの再交渉に他の締約国が応じるとは考えにくいことから、このまま行けば米国は脱退の道を進むと思われる。
- トランプ政権は発足時に「米国第一エネルギープラン」を掲げた。同プランの概略は、「エネルギー産業の重荷となっているオバマ前政権の気候行動計画等の有害で不必要な環境規制を排除し、すべての国内エネルギー資源を活用することでエネルギーの独立と安全保障を確保する」ことといえる。大統領令等によって既に規制当局が規制見直しを始めており、世界第2位の温室効果ガス（GHG）排出量国である米国はパリ協定の削減目標に無頓着な国になっている。
- 米国がパリ協定から脱退すれば、国連気候変動会議における米国及び米国をリーダーとしているアンブレラ・グループの発言力が低下する。他方、先進国の中では京都議定書で主導力を発揮したEUの影響力が強まる可能性がある。また、途上国の中ではパリ協定の採択や発効に貢献した中国の影響力が強まることが予想される。気候変動問題における先進国の歴史的責任を追及し、途上国における緩和（GHG排出削減）や適応（気候変動の影響への対応）に必要な資金支援と技術移転を求める途上国の考え方は根強く残っている。EUと中国を軸とする交渉の先行きが注目される。
- 世界全体のGHG排出量を削減するためには世界第2位の排出国である米国の参加は欠かせない。そのため、米国が実際に脱退を通知するまでは各国の説得が続くと思われる。米国を引き留める方策としては、削減目標を達成可能な水準に“調整”することを許容することが考えられる。
- 米国を含むすべての国々は、パリ協定が衡平性と実効性を追求できる唯一の国際枠組であることを改めて認識する必要がある。それでも米国は脱退の道を進むことが見込まれるが、各国の説得が功を奏して再考に至ることを望みたい。

はじめに

トランプ米大統領はホワイトハウスでの演説（2017年6月1日）で、米国経済に悪影響を及ぼし中国等との公平性を欠くパリ協定から脱退する考えを表明した。脱退の効力が生じるのは手続き上、早くも2020年11月以降とみられるが、演説当日をもってパリ協定の遵守に必要なすべての施策を中止するとした。今後、米国内では化石エネルギーの消費が増加し、連邦政府による低炭素技術の導入施策や研究開発投資が後退すると予想される。また、国連の気候変動交渉では米国及び米国をリーダーとする非EU先進国の発言力が低下する一方、EU及び中国等の影響力が強まると考えられる。本稿では米国が脱退に向かう背景等を整理した上で、米国を唯一の国際枠組であるパリ協定にとどめるための方策等について考える。

ついに脱退を表明

トランプ米大統領がパリ協定からの脱退を表明し、同時に再交渉を始めて公平な条件が得られれば再加入するか、あるいはまったく新規の協定作りを始めるとした。パリ協定の実施指針は未だ策定されていないため細則上の交渉は可能だが、既に国際条約として発効した枠組そのものの再交渉に締約国が応じるとは考えにくいことから、現時点で米国は脱退の道を進むと思われる。

トランプ米大統領の脱退表明¹の論旨は以下の通りである。

- ✓ パリ協定の米国の削減目標を達成するために課されるエネルギー・環境規制は、国内の雇用と生産、所得に悪影響を与える。
- ✓ その影響は、2025年までに270万人の雇用の喪失、2040年までに約3兆ドルの国内総生産(GDP)と650万人の雇用が産業から失われ、世帯収入は7千ドル減少することになる。
- ✓ 他方、中国とインドにはこのような規制は課されず、今後も石炭消費量と二酸化炭素(CO₂)排出量を増加させることが許されているのは不公平である。
- ✓ したがって、米大統領として米国とその市民を守るためにパリ協定を脱退する。

米国第一の脱退理由

パリ協定の締約国はGHG排出量を削減（あるいは抑制）するために、何らかの規制的手法や経済的手法等を用いることになるが、いずれの手法を用いても気候変動という外部不経済を内部化するため発生する費用を通して、雇用、生産、所得等に影響が及ぶことになる。そして、同協定は参加の普遍性を高めるために、GHG削減・抑制量については各国が自主的に決定することとしたため、その経済負担は国ごとに異なる費用水準や経済力等に左右されることになる。

トランプ米大統領は規制的手法を用いた場合の米国経済への悪影響を見積もっているが、各国のCO₂限界削減費用やGDP当たりの排出削減費用を国際比較した場合、EU、日本、カナダ、ニ

¹ Whitehouse、[“Statement by President Trump on the Paris Climate Accord”](#) June 01, 2017。

ュージーランド、韓国などの先進国は米国よりも経済負担が高くなると指摘されている²。このため、トランプ米大統領の主張は先進国間の衡平性の観点からは評価できるものではない。

次に中国とインドを名指しして不公平だとしているが、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）³で途上国に分類される国は削減指標に“GDP当たりのCO₂排出量”を用いることが認められており、特別なものではない（図表1）。途上国もいずれは先進国と同等に総量を指標にすることが推奨されていることから、現段階で不公平という指摘は当たらないと考えることができる。

図表1 パリ協定の削減目標

国・地域名	削減目標
中国	2030年までにCO ₂ 排出量をピークアウト、2030年にGDP当たりCO ₂ 排出量で▲60%～▲65%（2005年比）
米国	2025年にGHG排出量を▲26%～▲28%（2005年比）、▲28%に向けて最大限努力
EU	2030年にGHG排出量を▲40%（1990年比）
インド	2030年にGDP当たりCO ₂ 排出量で▲33%～▲35%（2005年比）、先進国からの資金支援と技術移転が条件
日本	2030年にGHG排出量を▲26%（2013年比）
カナダ	2030年にGHG排出量を▲30%（2005年比）

（出所）UNFCCC、“[INDC as communicated by Parties](#)” から大和総研作成。

予見されていた脱退表明

トランプ米大統領の脱退表明は選挙公約の一つを実現するためのものであり、ある程度予見されていた。もともと同氏は地球温暖化に懐疑的な立場をとり、選挙期間中においても、「米国経済にとってパリ協定は深刻な問題であり、最低限、再交渉を行い、最大限、何か他のことをするかもしれない」と発言していた⁴。また、選挙勝利後は、「気候変動にオープンマインドで対処する」としながらも、受け入れるかは「対策コスト次第」だと述べていた⁵。

大統領の権限で国際条約であるパリ協定を脱退できることも認識されていた。オバマ前大統領はパリ協定を行政協定として扱い、上院に諮ることなく締結した（2016年9月3日）。当時、共和党が多数派を占める上院における審議を回避した戦略だったが、将来の大統領の意向次第で覆されるリスクを抱えていた。

このような状況下で、トランプ大統領が初めて参加するG7タオルミーナ・サミット（2017年5月26日～27日）が開かれた。カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本及び英国の元首並びに首脳は、米国がパリ協定にとどまるように説得したがコンセンサスは得られず、首脳コミュニケ⁶は米国以外がパリ協定を迅速に実施することを再確認する異例のものとなった。今回の脱退表明のタイミングをG7直後にした意図は不明だが、就任以来、政権内外の様々な意見を考慮した上での判断だったようだ。

² 秋元圭吾、「[パリ協定約束草案の排出削減努力の評価](#)」ALPS国際シンポジウム2017年2月7日。

³ United Nations Framework Convention on Climate Change

⁴ REUTERS、「[Exclusive: Skeptical Trump says would renegotiate global climate deal](#)」May 18, 2016.

⁵ The New York Times、「[Donald Trump's New York Times Interview: Full Transcript](#)」November 23, 2016.

⁶ 外務省、「[G7 Taormina Leaders' Communiqué](#)」平成29年5月27日。

複数ある脱退プロセス

米国がパリ協定を脱退する具体的なプロセスは公表されていないが、大統領権限でパリ協定を脱退する方法の他に、上院にパリ協定の同意（否決されれば不同意）を諮る方法、上院にパリ協定の上位条約である UNFCCC の脱退の同意を諮り、承認されればパリ協定からも脱退したとみなされる方法等が考えられる。

大統領権限でパリ協定を脱退する場合は、パリ協定の発効から 3 年経過後の 2019 年 11 月 4 日以降に脱退申請を行えば、そこから 1 年経過後に効力が生じるので、早ければ 2020 年 11 月以降に脱退が成立することになる。

上院に同意（否決されれば不同意）を諮る場合は、大統領がパリ協定承認案件を送付し、出席した上院議員の 3 分の 2 の同意が得られなければ承認が拒否されたことになる。共和党の綱領⁷はオバマ前政権が個人的にコミットメントしたパリ協定を拒否していることと、上院の満場一致で 1997 年に採択されたバード・ヘーゲル決議⁸（途上国が有意な GHG 排出削減策を講じない条約や米国経済に重大な害を及ぼす条約は締結しないとする決議）が存在するため、承認が拒否される蓋然性は高いと考えられる⁹。大統領は否決後に国連に対して脱退申請を行うことになる。

UNFCCC からの脱退については、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領（当時）が上院の承認を得て締結（1992 年 10 月 15 日）した経緯から、上院で改めて審議する必要があると考えられる。発効（1994 年 3 月 21 日）から時を経ている UNFCCC への脱退申請はいつでも可能であり、申請から 1 年経過後に効力が生じるので、パリ協定から直接、脱退するよりも早期にみなし脱退できる可能性がある。ただし、共和党は米国に明示的に GHG 排出削減を義務付けていない UNFCCC からの脱退を支持しているわけではないため、脱退承認が拒否される可能性はある。

国内政策は既に化石エネルギーへの回帰

トランプ政権は発足時（2017 年 1 月 20 日）に「米国第一エネルギープラン」¹⁰を掲げた。同プランの概略は、「エネルギー産業の重荷となっているオバマ前政権の気候行動計画等の有害で不必要な環境規制を排除し、すべての国内エネルギー資源を活用することでエネルギーの独立と安全保障を確保する」ことといえる。大統領令等によって既に規制当局が規制見直しを始めており、米国（世界第 2 位の GHG 排出量国）はパリ協定の削減目標に無頓着な国になっている。

見直し対象は、連邦所有地や海域のエネルギーの資源開発から、パイプライン等のインフラ整備、火力発電所等の排出規制、エネルギー最終消費まで広範囲に及ぶ。GHG 排出量への影響が

⁷ Republican Platform, “[America’s Natural Resources: Agriculture, Energy, and the Environment](#)”（2017 年 6 月 16 日閲覧）。

⁸ 米国議会図書館, “[S. Res. 98 – 105th Congress \(1997-1998\)](#)”（2017 年 6 月 16 日閲覧）。

⁹ パリ協定の締結がバード・ヘーゲル決議に沿って否決されるかは見通せない。パリ協定は途上国に GHG 削減努力を求めているが、それが有意であるかは見解が分かれることが予想される。

¹⁰ Whitehouse, “[An America First Energy Plan](#)”（2017 年 6 月 16 日閲覧）。

大きいのは、電力セクターにおける火力発電所の CO₂ 排出規制「クリーンパワープラン (CPP)」¹¹ と、運輸セクターにおける軽量自動車の GHG 排出基準及び企業平均燃費 (CAFE)¹² 基準である。

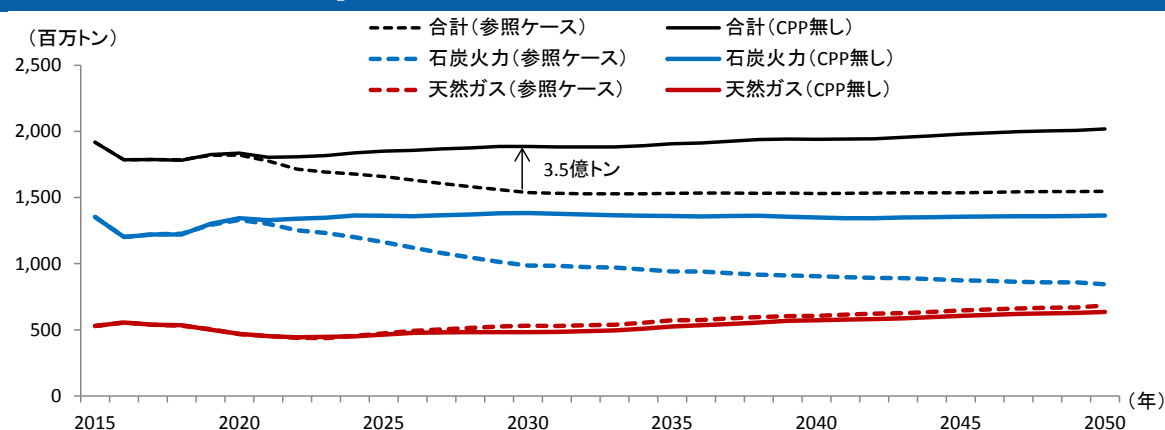
石炭発電へ回帰

CPP はオバマ前政権時に EPA (環境保護庁) が州政府に対して発電由来の CO₂ 排出削減を義務付けた環境規制で、米国の GHG 排出量の約 3 割を占める発電由来の CO₂ 排出量を 2030 年までに 2005 年比で 32% (8.7 億トン) 削減することを目指すものである。しかしながら、石炭関連産業を抱える 26 州 (うち 24 州は 2016 年の大統領選挙の一般投票でトランプ候補が勝利) が根拠法 (大気浄化法) の有効性等について EPA を提訴し、現在は別の差し止め訴訟における連邦最高裁判所の判決を受けて執行が一時停止されている。

トランプ大統領は合法性等に関する連邦最高裁判所¹³の最終判断を待って対応することも選択肢として残されていたが、同プランの見直しを命じる大統領令¹⁴ (2017 年 3 月 28 日) に署名し、法律 (大気浄化法) の条文の解釈を見直して廃止を進める方法を取った。同プランは廃止に向かう見通しで、関係省庁は資源エネルギー供給の障害やコスト増につながる CPP 等の規制や指令等を見直す報告案を 120 日以内に提出することが求められている。

米エネルギー情報局 (EIA) によると、CPP が実施されない場合 (CPP 無し) と実施される場合 (参照ケース) とでは、CPP 無しの場合の方が約 3.5 億トン (2030 年) CO₂ 排出量が多くなると見積もっている (図表 2)。一連の訴訟に加わっていない州や自治体は独自に発電由来の排出規制に取り組むことも考えられるために電力セクターの CO₂ 排出量を見通すことは難しいが、CPP の廃止は米国の削減目標の達成を難しくする可能性がある。

図表 2 電力セクターの CO₂ 排出量見通し



(注) 参照ケースは、オバマ前政権下で CPP が実施されることを想定したケース。

(出所) EIA, “[Annual Energy Outlook 2017](#)” から大和総研作成。

¹¹ Federal Register, “[Review of the Clean Power Plan](#)” (2017 年 5 月 31 日閲覧)。

¹² Corporate Average Fuel Efficiency

¹³ トランプ米大統領が指名した保守のニール・ゴーサッチ氏が連邦最高裁判所判事に就任(2017 年 4 月 10 日)。CPP 差し止め訴訟における連邦最高裁判所の判事判断を踏まえれば、さらに同氏が加わる裁判で CPP の法的有効性が成立しない判決が出る蓋然性が高い。

¹⁴ Whitehouse, “[Presidential Executive Order on Promoting Energy Independence and Economic Growth](#)” March 28, 2017。

自動車燃費基準も緩和へ

軽量自動車（乗用車・小型トラック¹⁵）のGHG排出基準とCAFE基準は、自動車企業がその年に販売する自動車のGHG排出量と燃費が一定基準を満たすことを義務付けるものである。オバマ前政権時にEPAと米運輸省（DOT）国家道路交通安全局（NHTSA）は2017年式～2025年式を対象に新たな基準を設定（2012年8月28日）し、最終年の2025年式のGHG排出基準は163 g/マイル、CAFE基準は54.5マイル/ガロン（約23.2km/l）まで段階的に改善することとした。なお、2015年式の平均燃費（実績値）は24.8マイル/ガロン（約10.5km/l）¹⁶だった。

基準を厳しくすることはガソリン等の消費量が減少するのでエネルギーの独立と矛盾しないが、CUVや大型ピックアップトラックの需要が強いことや、理想としてのあるべき基準は自動車企業の負担となりかねないため見直しを求める声の一部が出ていた。当初の計画では2022年式～2025年式の基準は2018年4月までの中間評価を踏まえて必要があれば見直すとしていたが、規制当局はトランプ政権発足直前に急遽、最終年まで現行基準を適応することを決定した¹⁷。これに対して自動車業界はトランプ大統領に中間評価のプロセスの見直しを要請していた¹⁸。トランプ大統領は自動車業界との会合で自動車の国内生産と雇用確保のためとしてCAFE基準の見直しを発表し¹⁹、同日、EPAとDOTは中間評価の最終決定を見直すとして発表した。

軽量自動車のGHG排出量は約11億トンで、米国のGHG排出量の約16%（2014年）を占めている。現行基準が適応されれば、2050年までに年間2.3億トン以上のGHG排出量が削減され、2022年式～2025年式の軽量自動車について製品寿命の間に約5.4億トンのGHG排出量が削減されると予測されている²⁰。今後、EPAとNHTSAがどの程度基準を緩和するかは不明だが、大幅に緩和されることになれば、米国のGHG排出量の抑制に影響を与えるだろう。

ただし、独自基準を採用できるカリフォルニア州はEPA等の見直し発表後に現行基準の適応を改めて表明²¹しており、同州の基準に準拠するとしているコネチカット州やニューヨーク州等の12州もこれに続く可能性がある。これら13州は米国の新車販売台数の約30%を占めることから、運輸セクターの排出量の抑制に及ぼす影響は小さくはない。

環境関連予算は大幅削減

トランプ大統領は行政管理予算局（OMB）が作成した気候変動対策や革新的エネルギー技術開

¹⁵ VAN、SUV（スポーツ用多目的車）、CUV（クロスオーバーSUV）、ピックアップトラック。

¹⁶ EPA、"[Light-Duty Automotive Technology, Carbon Dioxide Emissions, and Fuel Economy Trends Report Overview](#)" November 2016。

¹⁷ EPA、"[Final Determination on the Appropriateness of the Model Year 2022-2025 Light-duty Vehicle Greenhouse Gas Emissions Standards under the Midterm Evaluation](#)" January 2017。

¹⁸ REUTERS、"[Auto CEOs want Trump to order review of 2025 fuel rules](#)" Feb 12, 2017。

¹⁹ Whitehouse、"[Remarks by President Trump at American Center for Mobility | Detroit, MI](#)" March 15, 2017。

²⁰ 脚注16参照。

²¹ California Environmental Protection Agency、"[CARB finds vehicle standards are achievable and cost-effective](#)" 03/24/2017。

発関連の予算を大幅に減額する 2018 年会計年度（2017 年 10 月～2018 年 9 月）の予算教書²²を上下両院に提出した（2017 年 5 月 23 日）。予算の立案・決定権は議会が持つが、気候変動関連の予算が縮小すれば、気候変動対策に中長期的な影響を及ぼす可能性がある。

EPA の予算額は CPP や気候変動研究等の予算減額と全職員の約 2 割に相当する約 3,200 人の人員削減により、2017 会計年度から約 26 億ドル削減して約 57 億ドル（2017 会計年度比約 31%減）とした。エネルギー省²³については、エネルギー効率・再生可能エネルギー局は約 14 億ドル削減して約 6 億ドル（同 69%減）、CCS²⁴（CO₂回収貯留技術）等が含まれる化石エネルギー研究開発は 35 億ドル減額され 28 億ドル（同 56%減）、先端的なエネルギー技術開発を担うエネルギー高等研究計画局（ARPA-E）は、イノベーションは民間部門が行うことの方が適切との判断から予算は廃止され（2017 会計年度は約 3 億ドル）、同局は 2019 年度に閉鎖するとした。

国連の気候変動プログラム（緑の気候基金²⁵、クリーンテクノロジー基金及び戦略気候基金²⁶等）への資金拠出も停止（2017 会計年度は約 16 億ドル）するとしている。この理由はパレスチナの参加が認められている国連機関への資金拠出を禁止する米国外交授權法に基づくもので、共和党の綱領にも明記されている。パレスチナは長い間、UNFCCC への参加を認められていなかったが、2016 年 3 月 17 日に参加が認められ、パリ協定も締約（2016 年 11 月 4 日）している。

トランプ政権の OMB 長官であるミック・マルバニー氏は、オバマ前政権の気候関連予算の行き過ぎた振り子を元に戻すだけで、予算を納税者が見ることができる場所に移したにすぎないと説明²⁷している。突発的な気象災害は稀に起こるものの、気候変動リスクの多くは緩慢で長期的に進行するため見えにくいことが特徴といえる。気候変動問題を解決するには革新的な環境・エネルギー技術開発への長期投資や開発途上国への技術や資金の支援が必要であり、米国は先進国の中でも大きな役割を持っている。民間部門が独自に環境・エネルギーの技術開発に取り組む余地は広がることにはなるが、議会は気候関連予算を慎重に吟味することが望まれる。

米国が脱退してもパリ協定は有効

パリ協定は世界の GHG 排出量の 83.6%を占める 148 か国・地域が批准等している（2017 年 6 月 14 日、図表 3）。ロシア、イラン、トルコ等の一部の主要排出国（世界の GHG 排出量に占める割合が 1.0%以上の国）は署名済みながら未だ批准していないものの、発効要件は世界の GHG 排出量の 55%以上を占める 55 か国以上の批准（あるいは受諾または承認）であるため、米国が脱退してもパリ協定は効力を有する。国連気候変動会議で取り組まれている実施指針の策定が 2018 年末までに終了すれば、予定通り 2021 年から施行される見込みである。これまでパリ協定を明確に拒否している国はニカラグア、シリア、そして米国の 3 国のみである。

²² Office of Management and Budget, “[The New Foundation for American Greatness](#)”、[“Major Savings and Reforms](#)”、[“America First – A Budget Blueprint to Make America Great Again](#)”。

²³ Department of Energy, “[FY 2018 Congressional Budget Request](#)” May 2017。

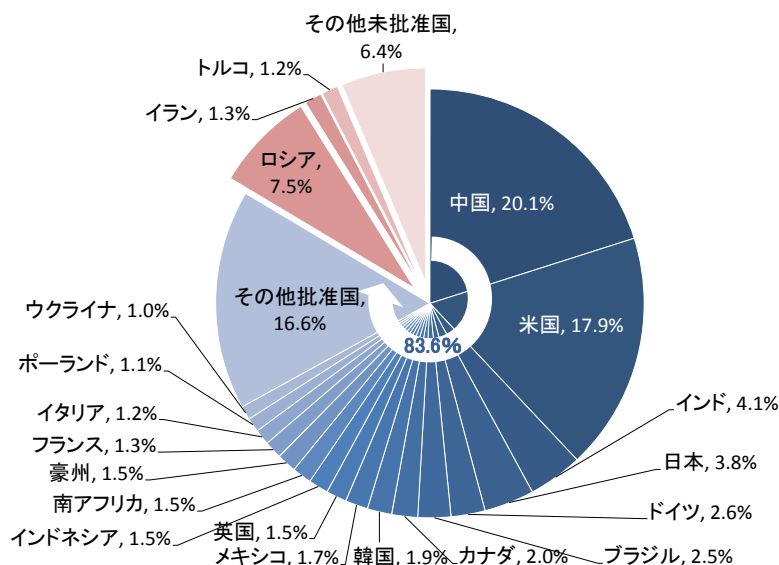
²⁴ Carbon dioxide Capture and Storage

²⁵ 開発途上国の気候変動対策を支援するために UNFCCC が委託する多国間基金（GCF）。

²⁶ 開発途上国の気候変動対策を支援するために世界銀行に設立された多国間気候投資基金（CIF）。

²⁷ Whitehouse, “Press Briefing on the FY2018 Budget” May 23, 2017。

図表3 パリ協定の批准状況と各国の排出割合（青色は批准国、赤色は未批准国）



(注) 世界の GHG 排出量の 1.0%以上を占める主な 20 か国の国名と排出割合を示した。EU (合計で 12.1%) は欧州議会が各国に先立ち一括批准したが、英国の EU 離脱や批准が遅れている国があることなどを踏まえ、国ごとに示した。

(出所) UNFCCC ウェブサイト (2017 年 6 月 16 日閲覧) から大和総研作成。

EU と中国の影響力が強まる

米国がパリ協定から脱退すれば、国連気候変動会議における米国及び米国をリーダーとしているアンブレラ・グループ (UG)²⁸の発言力が低下することになる。UG は多国間交渉を効率的に進める交渉グループの一つで、米国、日本、カナダ、豪州、ロシア、ニュージーランド、ノルウェー、ウクライナ、カザフスタンが緩く連携したグループである。非 EU 先進国²⁹の集まりで、地理的、政治的、経済的に共有するものは多くはないが、環境保護を積極的に進める EU を牽制する立場から米国のリーダーシップの下で一定の影響力を持っていた。米国に代わる国は見当たらないため、今後、UG に属する国の意向が会議等に反映されにくい状況がうまれる可能性がある。

他方、先進国の中では、京都議定書で主導力を発揮した EU の影響力が強まる可能性がある。特に、パリ協定で初めて導入された長期気温目標³⁰や長期排出量目標³¹の達成に意欲を持つドイツ、フランス等が実施指針の策定に影響を与えることが考えられる。一方、途上国の中では、米国と共にパリ協定の採択や発効に貢献した中国の影響力が強まることが予想される。中国は「G-77³²及び中国」、「同志途上国 (LMDC)³³」、「BASIC³⁴」の各交渉グループに属しており、数の

²⁸ UNFCCC、[“Party Groupings”](#) (2017 年 6 月 16 日閲覧)。

²⁹ ただし、カザフスタンは、UNFCCC の分類では途上国である。

³⁰ 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2℃以下に抑えること並びに、1.5℃以下にする努力を継続すること (パリ協定第 2 条第 1 項(a))。

³¹ 今世紀後半に GHG の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること (パリ協定第 4 条第 1 項)。

³² 2014 年 5 月時点で 133 ヵ国がメンバー。

³³ Like-minded Developing Countries

力を有する途上国のリーダーとして影響力を有している。

パリ協定ではほぼすべての国が削減目標等を登録しているように、国連気候変動交渉において先進国と途上国を対立軸とする古典的な二分論は時代遅れだと認識されるようになってきた。しかし、気候変動問題における先進国の歴史的責任を追及し、途上国における緩和（GHG 排出削減）や適応（気候変動の影響への対応）に必要な資金支援と技術移転を求める途上国の考え方は根強く残っている。EU と中国を軸とする交渉の先行きが注目される。

米国の孤立を防ぐ方策

世界全体の GHG 排出量を削減するためには世界第 2 位の排出国の米国の参加は欠かせない。そのため、米国が実際に脱退を通知するまでは各国の説得が続くと思われる。直近の G 7 ボローニャ環境大臣会合のコミュニケ³⁵においても、気候変動に関する部分に米国は加わらないとしたものの、脚注で米国の立場を記載して孤立することを防いだ。

懸念されるのは、このままトランプ政権が化石エネルギーの利用を促進する政策を進めた場合、GHG 排出量に関する削減目標の達成が困難になることである。パリ協定では削減目標の達成に向けて最大限の努力を払うことは義務だが、目標そのものの達成は義務付けられていない。しかしながら、未達の見通しの下では大国としての体面は保てない。

米国を引き留める方策としては、削減目標を達成可能な水準に“調整”することを許容することが考えられる。パリ協定にある「締約国は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に従い、既存の国が決定する貢献について、その野心の水準を高めるためにいつでも調整することができる。」（第 4 条第 11 項）という条項をどう解釈するかという課題があるが、脱退という最悪の結果を回避するためにはやむを得ない方法といえよう。

削減目標の水準の調整は日本にとっても無関係ではない。日本の削減目標と整合する電源構成の低炭素電源比率は 44%（再生可能エネルギー 22~24%、原子力発電 22~20%、2030 年度）だが、現実には 15.5%（再生可能エネルギー 14.4%、原子力発電 1.1%、2015 年度）と目標を大幅に下回っている。原子力発電の事業環境が改善される見通しが立たなければ、2020 年に更新・提出が義務付けられている 2030 年度の削減目標の調整を迫られる可能性がある。

おわりに

米国を含むすべての国々は、パリ協定が衡平性と実効性を追求できる唯一の国際枠組であることを改めて認識する必要がある。仮に衡平性と実効性に疑義があれば、安易に脱退に向かうのではなく、締約国会議の場で議論して解決することが筋の通った対応である。それでも米国は脱退の道を進むことが見込まれるが、各国の説得が功を奏して再考に至ることを望みたい。

³⁴ ブラジル、南アフリカ、インド、中国。

³⁵ 環境省、「[G7 ボローニャ環境大臣会合結果について](#)」平成 29 年 6 月 13 日。